

軽自動車税（種別割）重課税率の適用年度早見表

初度検査年月	重課税率適用開始年度
～平成 14 年（※）	平成 28 年度～
平成 15 年（※）	平成 29 年度～
平成 15 年 10 月～平成 16 年 3 月	平成 29 年度～
平成 16 年 4 月～平成 17 年 3 月	平成 30 年度～
平成 17 年 4 月～平成 18 年 3 月	平成 31 年度～
平成 18 年 4 月～平成 19 年 3 月	令和 2 年度～
平成 19 年 4 月～平成 20 年 3 月	令和 3 年度～
平成 20 年 4 月～平成 21 年 3 月	令和 4 年度～
平成 21 年 4 月～平成 22 年 3 月	令和 5 年度～
平成 22 年 4 月～平成 23 年 3 月	令和 6 年度～
平成 23 年 4 月～平成 24 年 3 月	令和 7 年度～
平成 24 年 4 月～平成 25 年 3 月	令和 8 年度～
平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月	令和 9 年度～
平成 26 年 4 月～平成 27 年 3 月	令和 10 年度～
平成 27 年 4 月～平成 28 年 3 月	令和 11 年度～
平成 28 年 4 月～平成 29 年 3 月	令和 12 年度～
平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月	令和 13 年度～
平成 30 年 4 月～平成 31 年 3 月	令和 14 年度～
平成 31 年 4 月～令和 2 年 3 月	令和 15 年度～
令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月	令和 16 年度～

※ 自動車検査証の初度検査年月は、平成 15 年 10 月 14 日以前に登録された車両については、「年」までの記載しかない為、その年の 12 月に検査を受けたものとみなすこととなります。（地方税法等の一部を改正する法律改正附則第 14 条第 2 項）

例：平成 14 年→平成 14 年 12 月

平成 15 年→平成 15 年 12 月